

答 申 第 3 8 3 号
平成 2 5 年 8 月 6 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 3 年 8 月 2 5 日付け学第 8 3 4 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

諮問第 4 6 4 号

平成 2 2 年 1 2 月 2 8 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 2 年 1 1 月 1 日付け
学第 9 3 3 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、不開示とした情報のうち、幼稚園名を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

実施機関が、平成22年11月1日付け学第933号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）処分のうち幼稚園名を不開示とした処分を取り消し、開示決定することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立書の添付書類5通は以前に千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）により開示された文書であり、設置主体が法人であること、児童数が少数であることが、施設名を不開示とする理由とはならず、千葉市の私立幼稚園特別教育費経費補助金交付申請書添付書類のうち障害のある幼児一覧中の幼稚園名は、条例第8条第2号及び第3号に該当しない。
- (2) 本件決定においては、開示しない理由として、条例第8条第2号該当として、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することが出来る情報であるため。」及び第3号該当として、「私立幼稚園に関する情報であって、開示することにより、私立幼稚園全体の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあるため。」と記されていた。

幼稚園名は個人情報ではないので、不開示の理由が分からなかったため、実施機関に説明を求めたところ、理由は、

ア 本来開示すべき情報であるが、園児数の少ない園があるので、幼稚園名を公表すると障害のある園児が特定されてしまう可能性がある。

イ 県は公開を前提として文書の収受を行っていない。

ウ 幼稚園名の開示により園の運営上利益を害するおそれがある。

ということであった。

実施機関の説明アについては、異議申立書に条例によりすでに開示されている書類を添付したが、そのうちの「放課後クラブ運営調整票」（平成20年1月1日現在）で見れば、設置主体が法人であること、児童数が少数であることは施設名の不開示の理由とはなっていない。また、同じく添付書類の「平成22年度特別支援学級在籍児童生徒数、特別支援学級、知的障害」では千葉市内の小学校名と、何年生に何人の知的障害児童が在籍しているかが記されている。たとえば11番の畑小学校の特別支援学級には1年生に1名の知的障害児童が在籍していることが記され

ている。

以上の添付書類は、公であると法人であるとを問わず、また、対象児数の多い少ないを問わず、開示されている。

実施機関の説明イについては、園から予め、幼稚園名は開示しないように言われているわけではないとのことであった。

実施機関の説明ウについては、さらに詳しく「特別支援教育を受けている児童がいること、補助金を受けていることを開示されることが法人の不利益になるおそれがある」との説明があった。もしそうであるなら、特別支援教育の対象児童が在籍する事は園にとって恥ずかしいことであり、又は公表したくないこと、隠したいこと、不利益になること、という意識が実施機関にある。幼稚園名を不開示とすることは行政の恣意である。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 本件請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対し、条例に基づき、平成22年10月8日付で、「私立幼稚園に対する特別支援教育に関する補助金平成21年度に交付を受けた幼稚園の園名及び学年別の対象幼児数（千葉市）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対して、実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として「千葉市の私立幼稚園の私立幼稚園特別支援教育経費補助金交付申請書添付書類のうち、障害のある幼児一覧（平成21年度分）」及び「千葉市の私立幼稚園の私立幼稚園特別支援教育振興事業補助金交付申請書添付書類のうち、障害のある幼児一覧（平成21年度分）」（以下「決定文書」という。）を特定し、決定文書の幼稚園名、障害児の種別毎の人数及び計並びに障害のある幼児の氏名、生年月日、判定結果、判定機関、判定方法、入園年月及び備考の項目を不開示とする本件決定を行った。

2 不開示決定理由について

条例第8条第2号及び第3号に該当する。

決定文書のうち不開示とした部分は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため。

また、同部分は、私立幼稚園に関する情報であって、開示することにより、私立幼稚園全体の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあるため。

3 異議申立ての理由について

異議申立人は、異議申立書の添付書類5通は条例により開示された文書であり、設置主体が法人であること、児童数が少数であることは施設名の不開示の理由とはならず、決定文書中「千葉市の私立幼稚園の私立幼稚園特別支援教育経費補助金交付申請書添付のうち障害のある幼児一覧（平成21年度分）」の幼稚園名は、条例第8条第2号及び第3号に該当しない旨主張するが、決定文書については、条例第8条第2号及び第3号の不開示情報に該当する。

また、県から学校法人へ書類提出についての照会をする際に添付している、学校法

人から保護者へ説明するに当たり県が参考として作成している補助金の趣旨説明用資料には、「添付していただいた書類は、この補助金交付のためのみに使用し、今後の就学資料等、他の目的に資料を使用することは一切ありません」と記載していることから条例第8条第2号イの除外規定に該当せず、その他の除外規定にも該当しないものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに決定文書をもとに調査・審議した結果、以下のとおり判断する。

1 本件異議申立てについて

- (1) 本件請求及び本件決定については、実施機関の説明要旨1のとおりであるが、決定文書中「(内訳表)」の番号、年齢については開示された。
- (2) これに対し、異議申立人は、平成22年12月28日付けで、本件決定のうち千葉市の私立幼稚園特別支援教育経費補助金交付申請書添付書類のうち障害のある幼児一覧(平成21年度分)(以下「対象文書」という。)中の幼稚園名の部分を不開示とした処分の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 条例第8条第2号該当性について

条例第8条柱書においては、行政文書の開示請求があったときは、同条各号の不開示情報に該当するもの以外は開示することが原則であることとしている。

そこで、同条第2号の不開示情報該当性を検討する。

同条同号の個人情報とは、個人に関する情報であつて、①特定の個人を識別することができるもの又は②特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることを要する。

(1) 個人に関する情報であること

個人に関する情報とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれる。

そこで、本件異議申立ての対象となる情報である幼稚園名は、障害のある幼児の在籍する幼稚園に関するものであることから、一応、幼稚園名も個人に関する情報に含まれると解するのが相当である。

(2) 特定の個人を識別することができること

特定の個人を識別できることとは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別できる氏名だけではなく、その行政文書に記載されているその他の記述等により特定の個人を識別できる場合も含む。また、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる場合も含む。

幼稚園名は、それだけでは個人を識別できる情報であるとはいえないが、対象文書は幼稚園毎の一用紙に障害のある幼児の氏名が記載され、生年月日、年齢、判定結果、判定機関、判定方法、入園年月、備考の各欄に該当する内容が記載されている。本件決定は、上記1(1)のとおり、障害のある幼児の氏名、生年月日、判定結果、判定機関、判定方法、入園年月、備考を不開示とし、幼児の年齢を開示したことから、年齢毎の幼児の人数が判明する結果となったものであり、本件決定のモ

とで、さらに幼稚園名を開示したとしても、これらの情報だけでは、特定の個人を識別することができるとはいえない。

また、「他の情報」と照合することにより、特定の個人を識別することができるか否かであるが、本件決定における対象文書の性質及び内容から判断すると、照合すべき「他の情報」の範囲について、幼稚園関係者等でなければ入手できない情報を含めるべき特段の事情は見受けられないことから、公知の情報や、一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報を「他の情報」として、幼稚園名と照合すれば足りるといえる。そして、そのような照合をしたとしても、特定の個人を識別することは困難である。

よって、本件における幼稚園名は、特定の個人を識別することができる情報ではないものと認められる。

(3) 個人の権利利益を害するおそれ

本件決定における幼稚園名は、障害を持つ幼児の在籍する幼稚園という面を有することから個人の心身の状況に関する情報ともいえるが、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報とまではいえないことから、個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。

(4) したがって、幼稚園名は、条例第8条第2号には該当しない。

3 条例第8条第3号該当性について

実施機関の説明要旨2のとおり、実施機関は、本件幼稚園名は私立幼稚園に関する情報であって、開示することにより、私立幼稚園全体の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると説明する。

しかし、実施機関の説明には、私立幼稚園全体の事業運営上正当な利益を害することについて、具体的な理由はなく、また、本件における幼稚園名が私立幼稚園全体の事業運営上正当な利益を害する事情も認められない。

したがって、幼稚園名は同条第3号には該当しない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が不開示とした情報のうち幼稚園名については、これを開示すべきである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
23. 8. 25	諮問書の受理
24. 11. 21	実施機関の理由説明書の受理
25. 1. 8	異議申立人の意見書の受理
25. 4. 23	審議 実施機関から不開示理由の聴取
25. 5. 28	審議
25. 7. 2	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
莊 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
日 名 子 暁	弁護士	
湊 弘 美	弁護士	

(五十音順：平成25年7月 2日現在)